

## 新型コロナウイルス感染症に係る学童クラブの対応について

### 1. 令和元年度の対応について

- 3月 3日：開所時間を8時30分から17時00分に変更  
お休みの協力を依頼
- 9日：開所時間を8時30分から19時00分（延長育成時間含む）に変更  
2月末退所届及び延長育成（月額）辞退届受付期間を3月9日まで延長
- 26日：開所時間を8時00分から19時00分（延長育成時間含む）に変更
- 27日：3月の1カ月間で1日も学童クラブへ出席しなかった児童へ学童クラブ費及び延長育成料を免除(返金)⇒2月末退所で処理

### 2. 令和2年度の対応について

- 4月 7日：開所時間を8時30分から19時00分（延長育成時間含む）に変更
- 8日：「緊急事態宣言」を受けて、登所の自粛を依頼  
育休復帰時期を1ヶ月延長
- 10日：登所自粛を要請
- 16日：登所自粛依頼による学童クラブ費等の減免  
・当該月の学童クラブの出席が一度もなかった場合、学童クラブ費等の全額免除  
・当該月の学童クラブの出席日数が、月の開所日数（4月は25日）の2分の1以下（4月は12日以下）の場合は、学童クラブ費等の5割減額
- 5月 7日：「自粛要請期間における登所届」の提出を依頼  
育休復帰時期をさらに1ヶ月延長

### 3. 予算措置について

令和元年度2月末退所者に対する学童クラブ使用料返還金が、令和2年度歳出還付になった場合を想定して、5月補正を計上

5月補正資料 学童クラブ使用料返還金

件数(件)	単価(円)	合計(円)
171	7,000	1,197,000
17	3,500	59,500
188		1,256,500

※5月11日現在、173件が返還手続き中で、令和元年度の歳入還付で処理中